

八戸市国民健康保険運営協議会

会 議 録

日 時 : 令和8年4月30日 (木)

午後1時00分～午後1時30分

場 所 : 八戸市庁 別館2階 会議室C

八戸市国民健康保険運営協議会記録

令和8年4月30日(木) 午後1時00分～午後1時30分 八戸市庁 別館2階 会議室C

- 1 開 会
- 2 市長挨拶
- 3 会長挨拶
- 4 諮問
- 5 会議録署名委員選出
- 6 職員の紹介
- 7 議 事
 - (1) 八戸市国民健康保険税課税限度額及び税率等の改定について（諮問案件）
 - (2) 八戸市国民健康保険税条例の一部改正について
 - (3) 令和8年度八戸市国民健康保険重点事業実施計画について
 - (4) その他
- 8 閉 会

出席委員（17名）

被保険者代表（4名）

佐々木 智子 委員
中村 加寿子 委員
大塚 明子 委員
村元 正彦 委員

医師等代表（5名）

松橋 英昭 委員
村井 千尋 委員
品川 博樹 委員
谷地 泰美 委員
片町 善之 委員

公益代表（5名）

坂本 美洋 委員—会長
五戸 定博 委員—会長職務代理者
梅内 昭統 委員
橋向 久美子 委員
松浦 芽久美 委員

被用者保険等保険者代表（3名）

中野 達弥 委員
本田 秀明 委員
豊川 敦 委員

欠席委員（1名）

被保険者代表（1名）

青井 貴子 委員

出席職員（7名）

前田 晃 市民環境部長
小笠原 光則 市民環境部次長兼国保年金課長
寺沢 敦子 国保年金課副参事（管理給付グループリーダー）
十文字 広行 国保年金課副参事（国保税グループリーダー）
清川 奈津子 国保年金課主幹（後期高齢者医療グループリーダー）
外和 初己 国保年金課主査
百瀬 希美江 国保年金課主査

傍聴者なし

[午後 1 時開会]

| | |
|-----|--|
| ●司会 | <p>それでは、定刻となりましたので、ただいまより、令和 8 年度第 1 回八戸市国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は 17 名で、欠席委員は、被保険者代表委員の青井委員でございます。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席しており、且つ、各代表委員が 1 名以上出席しておりますので、八戸市国民健康保険運営協議会規則第 3 条の規定により、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。</p> <p>はじめに、熊谷市長よりご挨拶申し上げます。</p> |
| ●市長 | <p>本日は、御多用のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>また、委員の皆様には、当市の国民健康保険の運営につきまして、日頃よりご理解とご協力をいただいておりますことに、感謝申し上げます。</p> <p>国保制度につきましては、安定的な財政運営や効率的な事業の推進を図るため、平成 30 年 4 月に都道府県も保険者として加わった制度へと変わっておりますが、この制度改正以降もおかげをもちまして、八戸市の国保事業は円滑に運営されているところであります。</p> <p>今年度からは、国が創設いたしました「子ども・子育て支援納付金」の財源として、従来分の国保税とあわせて被保険者から支援金を徴収することとなるため、国民健康保険税の税率改正を行うこととしており、本日の会議では、この改正案について諮問させていただきますので、慎重なる御審議をお願いいたします。</p> <p>八戸市といたしましては、今後も県と連携し、安定した事業運営に努めてまいりますので、委員の皆様におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶といたします。</p> |
| ●司会 | <p>続きまして、坂本会長より一言ご挨拶をお願いいたします。</p> |
| ●会長 | <p>委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、おいでいただきまして誠にありがとうございました。今日の議題でございますが、ただいま熊谷市長さんの方からお話のありましたように、子ども・子育て支援の充実ということで、国保の方でも応分の負担をとということで、これから市長さんから諮問をいただくこととなります。もとより、この皆保険医療制度、国民全員が医療保険に入っているということは、世界でも大変珍しく、日本だけで完全に確立されている制度であり、これは国民健康保険制度があるからでございます、それだけにこの国保の運営というのは大変重要でございます。昭和 36 年から制度が始まっております、先ほど市長さんのおっしゃったように、財政基盤を強化するため、平成 30 年から市町村に加え都道府県も保険者になった経緯がございます。その中で、八戸市においても国保の財政運営をきちんとやっていけるように協議することがこの協議会の役目でありますので、今日の議案についても皆様それぞれの立場からご審議いただければと思います。</p> <p>今日はどうぞよろしく申し上げます。</p> |
| ●司会 | <p>続きまして、市長から「八戸市国民健康保険税課税限度額及び税率等の改定について」の諮問をいたします。市長、坂本会長、お願いいたします。</p> |
| ●市長 | <p>諮問書。八戸市国民健康保険運営協議会会長、坂本美洋様。下記の諮問事項について、貴協議会の意見を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 八戸市国民健康保険税の課税限度額の改正について 2 八戸市国民健康保険税の所得割の税率、均等割額、世帯平等割額、18 歳以上均等割額の |

| | |
|------|--|
| | <p>改正について</p> <p>八戸市長 熊谷 雄一</p> <p>よろしく願いいたします。</p> |
| ●会長 | はい、審議させていただきます。 |
| ●司会 | ここで、市長は次の公務のため、これを持ちまして退席いたしますことを、皆様からご了承いただきたいと思ひます。 |
| ●市長 | それではよろしく願いいたします。 |
| ●司会 | それでは、この後の進行につきましては、坂本会長よろしく願いいたします。 |
| ●会長 | <p>はい、それでは、次第に従って進行させていただきます。</p> <p>次第の5、「会議録署名委員の選出」ですが、選出につきましては、会長に一任いただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。</p> |
| ●一同 | 異議なし。 |
| ●会長 | <p>はい、では、ご異議なしということでございますので、私の方から、佐々木委員と松橋委員にお願いいたします。よろしく願ひします。</p> <p>次に、今回は今年度最初の協議会ですので、国保年金課担当職員の紹介をお願いしたいと思ひます。前田 晃 市民環境部長、よろしく願いいたします。</p> |
| ●次長 | <p>市民環境部長の前田でございます。私から今年度の運営協議会事務局の職員を紹介させていただきます。</p> <p>【事務局職員紹介】</p> <p>以上の職員となります。皆様どうぞよろしく願いいたします。</p> |
| ●会長 | はい、ありがとうございます。 |
| ●会長 | <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>先ほど市長から諮問を受けました、諮問書の写しを委員の皆様にお配りいたします。皆様、配付されましたでしょうか。</p> <p>それでは、「(1)八戸市国民健康保険税課税限度額及び税率等の改定について」、事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| ●事務局 | はい。 |
| ●会長 | 事務局、お願いいたします。 |
| ●事務局 | <p>私からは、議事の(1)八戸市国民健康保険税課税限度額及び税率等の改定についてご説明申し上げます。</p> <p>まず、制度の概要を、お手元にお配りした子ども家庭庁作成のリーフレットでご説明させていただきます。</p> <p>国では、こども・子育て世帯の応援ということで、こども未来戦略加速化プランに基づき児童手当の拡充などリーフレットにあります、6つの支援の拡充をすでに始めております。</p> <p>児童手当の拡充のほか、育児や妊婦への支援、子ども誰でも通園制度などが拡充されることとなっております。</p> <p>この給付の拡充にあたっては、国の基準に基づき、都道府県が市町村から徴収する子ども・子育て支援金が充当されることとされており、子ども・子育て支援金の保険料といたしましては、徴収開始時期と子ども・子育て支援金に係る保険料の税率等について、県の試算を基に、各市町村で定めることとされております。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>リーフレットでは、ちょうど「○印」とされている部分となります。</p> <p>そこで、本日は、これらの制度改正に基づき、市町村で定めることとなっております事項について、ご審議いただく内容となっております。</p> <p>お手元の資料1をご覧ください。まず、1.改正の概要について、(1)改定理由でございますが、子ども・子育て支援法等の一部改正及び地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課区分、課税限度額、税率に係る規定を改正するものでございます。</p> <p>次に、(2)改定案でございますが、①賦課区分及び課税限度額について、これまでの賦課区分に、新たに「子ども・子育て支援納付金分」（以下、子ども分）を加えて賦課・徴収するものでございます。</p> <p>また、基礎課税額（以下、医療分）について、世帯ごとの課税限度額を66万円から67万円に引き上げ、子ども分については3万円とするものでございます。</p> <p>次に、②税率についてですが、表をご覧ください。新設される子ども分については、青森県の試算をもとに、所得割の税率を0.3%、均等割を1,300円、平等割の特定世帯・特定継続世帯以外を840円、特定世帯を420円、特定継続世帯を630円と定め、併せて医療分については、所得割に係る税率を8.0%から7.7%に引き下げ、均等割を23,000円から21,640円へ、平等割の特定世帯・特定継続世帯以外を25,000円から24,160円へ、特定世帯を12,500円から12,080円へ、特定継続世帯を18,750円から18,120円へと引き下げるもので、国保税全体で増額にならないよう措置をするものでございます。</p> <p>また、18歳に達する日以後の3月31日以前までの子供に係る子ども分の均等割額1,300円に10割軽減の措置を講じ、その軽減分を18歳以上の被保険者に対して賦課をする「18歳以上被保険者均等割」に係る規定を追加し、その額を60円と定めるものでございます。</p> <p>次に2.改正手続きにつきまして、八戸市国民健康保険税条例の改正を、令和8年6月市議会定例会に提案予定でございます。</p> <p>なお、見直しは、令和8年度分からの保険税について適用するものでございます。説明は以上でございます。</p> |
| ●会長 | はい、説明ありがとうございました。ただいまの説明に対し、委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと思います。何かございますでしょうか。 |
| ●一同 | なし。 |
| ●会長 | はい、では、ご質問ご意見等ないようですので、協議会として意見をまとめたいと思います。ただいまの「八戸市国民健康保険税の課税限度額の改定について」了承し、諮問案のとおり答申をすることで、よろしいでしょうか。 |
| ●一同 | 異議なし。 |
| ●会長 | ご異議なしということで、ご了承をいただきました。なお、この件につきましては、5月8日に私が市長に答申したいと思います。答申書の作成及び提出については、会長に一任いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。 |
| ●一同 | 異議なし。 |
| ●会長 | ありがとうございます。一任いただきましたので、事務局から作成していただき、市長に提出することといたします。それでは、この件について終了いたしたいと思います。 続きまして、「(2)八戸市国民健康保険税条例の一部改正について」、事務局から説明を |

| | |
|------|--|
| | お願いいたします。 |
| ●事務局 | はい。 |
| ●会長 | 事務局、お願いいたします。 |
| ●事務局 | <p>私からは、議事の「(2) 八戸市国民健康保険税条例の一部改正について」、ご説明申し上げます。</p> <p>お手元の資料2をご覧ください。</p> <p>まず、「1. 改正の概要」について「(1) 低所得世帯、未就学児、出産被保険者に係る保険税の軽減額の見直し」につきましては、先ほど資料1にあります国保税率等の改正に伴い、①低所得世帯、②未就学児、③出産被保険者に係る軽減額を以下のとおり改めるものでございます。</p> <p>内容につきましては、まず、「①低所得世帯の軽減」についてですが、現行において、低所得者においては、所得に応じ税負担の軽減が行われておりますが、表のように所得により減額される7割・5割・2割の各割合を各区分の額に乗じて得た額とするものでございます。</p> <p>例えば、表の一番右上の子ども分均等割の910円は、資料1②税率についての表にあります、子ども分の均等割1,300円に7割を乗じた額となっており、以下同様に算定しております。</p> <p>次に、「②未就学児の軽減」についてですが、小学校入学前の未就学児がいる世帯は、均等割分が5割減額され、低所得世帯においては、7割・5割・2割と軽減が適用された額から5割が軽減される制度となっており、こちらも、「子ども分」の新設に伴い医療分及び子ども分の軽減される額を表のとおり改定するものであります。</p> <p>次に、「③出産被保険者の軽減」についてですが、現行の所得割・均等割の減額に加え、新設された18歳以上被保険者均等割について、減額する規定を追加するもので、軽減額については、当該年度における産前産後期間の月分に係る18歳以上被保険者均等割額を減額するものでございます。</p> <p>次ページを御覧ください。</p> <p>次に、「(2) 低所得世帯に係る保険税の軽減判定所得基準額の見直しについて」でございますが、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を次の表のとおり改めるもので、表にございますとおり軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を、7割軽減では改正がありませんが、5割軽減においては、30万5千円を31万円に、2割軽減においては、56万円を57万円に見直すことにより、上限額を引き上げ、軽減判定基準を改正するものでございます。</p> <p>次に、「(3) 保険税の端数処理の見直し」についてですが、国民健康保険税の普通徴収において、期別毎の納付額の均等化を図るため、現行では、年税額を期割し1,000円未満の端数を初回の期別に合算するものと定められておりますが、より均等化を図るため、端数処理を100円未満として初回の期別に合算する基準に改めるものでございます。</p> <p>最後に、「2. 条例改正」につきましては、令和8年6月定例会に提案予定でございます。</p> <p>なお、見直しは、令和8年度分からの保険税について適用するものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |

| | |
|------|---|
| | |
| ●会長 | はい、ありがとうございました。ただいまの説明に対し、委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと思います。何かございますでしょうか。 |
| ●一同 | なし。 |
| ●会長 | それでは、ご意見・ご質問等ないようですので、ただいまの「八戸市国民健康保険税条例の一部改正について」は、以上で終わりたいと思います。よろしいでしょうか。 |
| ●一同 | 異議なし。 |
| ●会長 | それでは、この件は終了といたします。 続きまして、「(3) 令和8年度八戸市国民健康保険重点事業実施計画について」事務局から説明をお願いいたします。 |
| ●事務局 | はい。 |
| ●会長 | 事務局お願いいたします。 |
| ●事務局 | <p>それでは、今年度の八戸市国民健康保険重点事業実施計画につきましてご説明申し上げます。資料3をご覧ください。</p> <p>本計画は、国民健康保険事業の具体的な運営事項を定めて、その円滑な推進を図るために、毎年、年度当初に策定しているものでございます。</p> <p>1 ページをお開き願います。まず初めに基本方針でございますが、2段落目に記載のとおり、当市の国保の被保険者数は、人口自体の減少に加え、社会保険適用拡大や、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行のため、年々減少を続けており、本年3月末現在の被保険者数は、昨年3月末の39,229人から約1,500人減の37,684人で、当市の人口に対する国保加入者の割合は約17.8%となっております。</p> <p>また、医療費につきましては、被保険者数は減少しているものの、高齢化の進展や医療技術の進歩、生活習慣病などの慢性疾患の増加等に伴って、1人当たりの額は年々増加しております。</p> <p>一方、低所得者や高齢者の加入割合が高いという国保の構造的な問題などから、保険税収入は思うように確保できないなど、財政基盤はぜい弱なものとなっており、国民健康保険事業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況でございます。</p> <p>平成30年4月から、都道府県が保険者に加わり財政運営の責任主体となる新たな国保制度がスタートしておりますが、当市といたしましては、引き続き県と連携して、より一層の国保事業の安定的運営を図るため、今年度も本計画に基づく諸事業を推進していくものでございます。</p> <p>次の2ページから4ページにおいて、6つの大きな柱立てといたしまして項目を整理しておりますが、具体的な事業計画につきましては、5ページ以降で事項別の主な事業をご説明申し上げます。</p> <p>5ページをお開きください。まず1つ目の「財政健全化対策の推進」につきましては、予算編成や国保税収入の確保などについて、適正な事務に努めるほか、県と十分に連携を図りながら、安定的な財政運営や効率的な事業運営に努めることとしております。</p> <p>また、(6)の保険者努力支援制度は、都道府県及び市町村における医療費適正化等に向けた取組に対して点数化し、その点数に応じて交付金が配分される制度でございますが、この制度の積極的な活用を図るため、評価指標の改善に努め、国保財政の安定化につなげてまいりた</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>いと考えております。</p> <p>次に、2の「保険税収納率向上対策の推進」につきましては、(2)で目標収納率を、青森県国民健康保険運営方針に合わせ、一般被保険者現年度課税分について、2か年度前に当たる令和6年度の同規模保険者の全国平均値に設定いたします。なお、令和6年度の全国平均値は6月頃に公表されることになっております。</p> <p>また、(3)の口座振替の拡大や、(5)のコンビニ収納やスマホ決済アプリを活用した収納体制の充実強化、6ページにまいりまして、(6)の新規滞納者への自動音声による電話催告やショートメッセージサービスによる催告など、納税指導・相談の充実強化や、(8)の「広報はちのへ」に国保特集を掲載し、納税意識の高揚に取り組むことなどにより、収納率の向上に努めてまいります。</p> <p>次に、3の「医療費適正化対策の推進」でございますが、医療費支出の適正化を図るため、(2)の医療機関からの医療費の請求書であるレセプトの点検や、(4)の重複・頻回受診者などへの指導・相談による適正受診の促進、また、被保険者の医療費に対する意識の高揚を図るため、医療費通知やジェネリック医薬品利用差額通知などを、引き続き実施してまいります。</p> <p>7ページにまいりまして、4の「保健事業の推進」でございますが、令和6年3月に策定いたしました「第3期データヘルス計画」「第4期特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健診の受診率向上に向けた取組や、健診結果を踏まえた特定保健指導や訪問指導の実施など、効果的・効率的な保健事業の実施に努めてまいります。</p> <p>(6)の糖尿病重症化予防事業の実施につきましては、「八戸市糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、八戸市医師会と連携し、医療機関等のご協力を頂きながら推進してまいります。</p> <p>8ページにまいりまして、5の「適用適正化対策の推進」につきましては、被保険者の適切な医療の確保及び事業運営の健全化を図るため、資格の適正管理に努めてまいります。</p> <p>最後の、「6 運営体制の充実強化」につきましては、当運営協議会の委員の皆さまのご支援のもと、引き続き、職員の資質向上や国保事業の広報活動の充実を図りながら、当市の国保事業につきまして、安定的な運営を継続できるよう、運営体制の充実強化に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>重点事業実施計画については、以上でございます。</p> |
| ●会長 | はい、ありがとうございました。ただいまの説明に対し、委員の皆様からのご意見、ご質問等をいただきたいと思います、何かございませんでしょうか。 |
| ●委員 | はい。 |
| ●会長 | はい、どうぞ。 |
| ●委員 | 資料5ページの1-(6)保険者努力支援制度の活用について、積極的な活用を図って、インセンティブを高めて行くということかと思いますが、現状で、八戸市としての課題がありましたら、教えていただけますでしょうか。 |
| ●事務局 | はい。 |
| ●会長 | 事務局、お願いいたします。 |
| ●事務局 | 保険者努力支援について、健診を受けた後、結果が悪かったものが良くなったというような |

| | |
|------|---|
| | 指標が上がってくることで、この制度に係ることになるため、健診を受けていただいて、その後の受診につなげるということを今後もやっていきたいと考えております。 |
| ●委員 | ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。 |
| ●会長 | 他の委員の皆様、他に何かございますでしょうか。 |
| ●委員 | はい。 |
| ●会長 | はい、どうぞ。 |
| ●委員 | 資料8ページの5 適用適正化対策の推進についての、(1)被保険者資格の把握・適正処理について、直接的な関係ではないのですが、厚生労働省から3月に、協会健保・健康保険組合・日本年金機構に、いわゆる一般の法人に役員として加入しているが勤務実態がない、報道では「国保逃れ」といわれているが、本来国保に加入して、適正な保険税を納付すべき方々が入っていないということで、被用者は勤務実態を確認しながら、不適正な事案があれば適用を外すようすすめなさいという内容の通知があった。令和8年度国民健康保険において、適用の部分「国保のがれ」の部分について、国から何か情報はあるのでしょうか。 |
| ●事務局 | はい。 |
| ●会長 | 事務局、お願いいたします。 |
| ●事務局 | 今のところ、特段、新たな情報は把握しておりません。 |
| ●委員 | ありがとうございます。 いずれにしても、本来国民健康保険にきちんと加入して、保険税を負担すべき方々が支払いしていない、その分八戸の国民健康保険に加入されている方々の負担が増えているということですから、非常に重要な問題であると捉えております。引き続き八戸市当局と連携を取りながら進めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。 |
| ●会長 | はい、ありがとうございます。 他にございませんか。 |
| ●一同 | なし。 |
| ●会長 | それでは、ご意見・ご質問等ないようですので、ただいまの「令和8年度八戸市国民健康保険重点事業実施計画について」は、以上で終わりたいと思います。 その他、委員の皆様から何かございますか。 |
| ●一同 | なし。 |
| ●会長 | 事務局から何かありますか。 |
| ●事務局 | なし。 |
| ●会長 | それでは、他にないようですので、これをもちまして本日の運営協議会を閉会いたします。 ご協力、誠にありがとうございました。 |

[午後1時30分閉会]